

新型コロナウイルス感染症の影響により  
区税・保険料の納付が困難な方、ご不安がある方は  
ご相談ください

区税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方のために猶予制度があります。

新型コロナウイルス感染症に納税義務者・納付義務者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が難しくなった方は、お気軽にお電話・FAXにてお問い合わせ・ご相談ください。

**【徴収の猶予】**

次の①から⑤の事由に該当する事実がある場合において、区税や保険料を一時に納付することができない場合、徴収を猶予する制度です。

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあった場合。
- ② 納税義務者・納付義務者又はその生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷した場合。
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合。
- ④ 事業について著しい損失を受けた場合。
- ⑤ ①から④のいずれかの事実に類する事実があった場合。

**【換価の猶予】**

区税や保険料を一時に納付することができない場合、滞納処分による換価を猶予する制度です。

《問い合わせ・相談先》電話 03-3209-1111（代表）

▼ 区税：総務部税務課納税係 FAX 03-3209-1460

▼ 介護保険料：福祉部介護保険課資格係 FAX 03-3209-6010

▼ 国民健康保険料：健康部医療保険年金課納付推進係 FAX 03-3209-1436

▼ 後期高齢者医療保険料：健康部高齢者医療担当課高齢者医療係 FAX 03-3203-6083